

関空アイスアリーナ ネーミングライツパートナー企業募集要領

1 趣旨

一般社団法人泉佐野アイスアリーナ（以下、「当法人」という。）が運営するナショナルトレーニングセンター（NTC）認定の通年型スケートリンク施設「関空アイスアリーナ」（以下、「当該施設」という）の持続的で安定した運営を目的とした財源確保に向けて、ネーミングライツパートナー企業（以下、「パートナー企業」という。）を募集するため、必要な事項を定めるものとします。

2 募集主体及び本要領の位置づけ

一般社団法人泉佐野アイスアリーナ

- ※1) パートナー企業の選定のため、一般社団法人泉佐野アイスアリーナから泉佐野市へ公募及び選定に係る委任を受け、泉佐野市が公募手続き等を示しています。
- ※2) 令和8年3月1日付で一般社団法人関空アイスアリーナは、一般社団法人泉佐野アイスアリーナへ法人名称の変更をしております。

3 対象施設の概要と愛称

(1) 対象施設

施設	関空アイスアリーナ
住所	大阪府泉佐野市りんくう往来北1-23
建設年度	令和元（2019）年12月開業
施設概要	メインリンク（30m×60m：国際競技規格） サブリンク兼仮設スタンド約1,000席 観客席500席
施設面積	延床面積 4680.60㎡
敷地面積	14,971.23㎡（駐車場を含む）

【施設内の看板広告及びリンクフェンスバナー広告について】

関空アイスアリーナ建屋内の看板広告及びリンクフェンスバナー広告については、当該施設の運営受託事業者である株式会社5G SPORTS TECH & LABORATORYが本要領とは別に取り扱いしていますので、詳細については、下記までお問い合わせください。

- ※ なお、施設内の看板広告及びリンクフェンスバナー広告について、パートナー企業からネーミングライツと併せて提案された場合、審査項目（「17 審査方法について」を参照。）において、加点要素となります。

関空アイスアリーナ（運営受託事業者：(株)5G SPORTS TECH & LABORATORY）

泉佐野市りんくう往来北1番23号

TEL：072-463-6880(代表)

URL：<https://www.kanku-icearena.or.jp/contact/>

(2) 施設の特徴

泉佐野市では、平成 30 (2018) 年 3 月に「スケートリンクを核とした、豊かな緑と賑わいあふれる公園的空間のまちづくりに関する事業計画書」を策定し、関空アイスアリーナが立地するりんくう公園を賑わいの交流拠点とし、魅力的なまちづくりに取り組んでいます。

関空アイスアリーナは、スポーツ庁からスケート/フィギアスケートのNTC (ナショナルトレーニングセンター) として指定を受けており、トップレベルのアスリートが強化・研究活動を行うトレーニング拠点として、主に週末の金曜午後 5 時以降、土曜日 (終日) 及び日曜日の午前中において活用されています。今後、関空アイスアリーナからオリンピック等の数々の大会で結果を残し、日本を代表する選手として泉佐野市から育っていくことをめざしています。

さらに、市民のスポーツ競技の選択の幅を広げ、次代を担う子どもや若者を惹きつけるスポーツ環境を維持し、スポーツ実施率の向上、さらには若者に選ばれるまちづくりにつなげていくことを目的として以下のような機能・役割をめざした施設運営を実施しています。

- ①市民の誇りとなる、泉佐野らしいスポーツ文化の発信
- ②アイススケート競技者の持続的な育成
- ③次代を担うトップスケートアスリートの育成と活用
- ④泉佐野の特性を発揮することによる「選ばれるまち」の実現
- ⑤アイススケート及びカーリング文化の普及啓発拠点として、誰もがアイススケート及びカーリング文化に触れる機会の提供
- ⑥インバウンドを含め多様な人材が交流し、まちの賑わいと経済波及効果の創出

(3) 施設利用実績・セールスポイント等

①関空アイスアリーナについて

令和 7 年度の主な利用実績等について

令和 7 年 9 月：ISU (国際スケート連盟) Challenger Series (大会)

令和 7 年度 4 月から令和 8 年 2 月までの利用件数

メインリンク		サブリンク	
利用区分	件数	利用区分	件数
団体貸切※	20	団体貸切※	3
学校貸切	14	大会	3
企業貸切	4	催事	2
大会	1	合計	8
催事	4		
合計	43		

※メインリンク・サブリンクとも複数回利用の団体は1件で計上

令和7年度 施設の来館者数

4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	合計
789	878	745	1,476	1,463	717	603	715	1,026	1,879	2,827	13,118

※メインリンク・サブリンクの合計数

②セールスポイント

- ✓ 関西国際空港の対岸であるりんくうタウンの駅から徒歩5分程度の優れた立地商業施設やホテルが集積し、国際空港、鉄道及び高速道路の交通の利便性が高い場所に立地しているため、イベントや大会において集客力が見込まれます。
- ✓ りんくうタウン駅ビル内などの各種案内サインへの表示
関空アイスアリーナはりんくうタウン駅から徒歩5分程度の立地のため、りんくうタウン駅ビル構内の施設案内、りんくうアイスパーク入口の案内看板などに案内サインに施設名が表示されます。

(4) 愛称について

パートナー企業は、施設の愛称を命名する権利を有します。

市民の愛着を踏まえ、「泉佐野（ひらがな・カタカナ・ローマ字表記も可）」を含む名称としてください。

- ①募集の趣旨に照らし、名称変更を求める場合があります。
- ②その他、使用できる愛称の条件等については「17 愛称の条件等」に記載のとおりとします。

4 契約期間

(1) 契約希望期間：3年以上（最長期限：令和21（2039）年11月30日迄）

審査方法については、「17 審査方法について」を参照ください。

(2) 愛称の使用開始時期について

契約締結時において協議のうえ、決定します。

※本募集により、契約締結したパートナー企業については、契約期間満了前1年前から6か月前までは、当該パートナー企業が優先交渉できることとし、その間に契約更新の合意に至った場合には、公募しないことがあります。

5 ネーミングライツ料

希望額：年額1,000万円以上（消費税及び地方消費税別）

審査方法については、「17 審査方法について」を参照ください。

契約時期が年度（※途中からになる場合、初年度のネーミングライツ料は、月割りにより按分計算します。※年度は4月1日から翌年3月31日までとします。

6 提案応募資格

以下の条件のすべてを満たすこと。

なお、パートナー企業となることを希望する者が依頼する代理業務を行う広告代理店が応募することもできることとします。

- ① 法人であること。
- ② 国税、地方税の滞納がない者。

- ③ 風俗営業等の規制及び業務の適性化等に関する法律（昭和23年法律第122号）で規制されない者。
 - ④ 民事再生法又は会社更生法による更生手続きが開始されていない者。
 - ⑤ 代表者等が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）に掲げる暴力団の構成員等でない者。
 - ⑥ 公共団体から入札参加資格停止措置を受けていない者。
 - ⑦ 破産法に基づき破産手続き開始の申立てがなされていない者。
 - ⑧ 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律に基づき観察処分を受けた団体に該当しない者。
 - ⑨ 本事業の実施にあたり、当法人との打合せなどに適切に対応できる者。
- ※必要に応じて、関係機関等に対し、応募企業に関する照会をすることがあります。

7 スケジュール

本事業のスケジュールは以下のとおりです。なお、事業の性質上、やむを得ない事情により変更することがあります。

No.	内容	日程
1	募集期間	令和8年3月23日（月）から 令和8年6月23日（火）午後5時まで
2	施設見学期間	令和8年3月23日（月）から 令和8年6月23日（火）午後5時まで
3	質疑の受付期間	令和8年3月23日（月）から 令和8年4月9日（木）午後5時まで(必着)
4	質疑に対する回答	令和8年4月16日（木）
5	応募企業との面接	応募期間終了後、令和8年7月上旬予定
6	審査結果通知 （優先交渉権者決定）	令和8年7月上旬予定
7	契約の締結	令和8年7月中旬以降の予定

※受付日時は、月曜日から金曜日（土・日曜日及び国民の祝日等閉庁日を除く）の午前9時～正午、午後1時～午後5時までです。

8 応募手続き等に関する事項

(1) 募集期間

令和8年3月23日（月）～令和8年6月23日（火）午後5時まで

(2) 施設見学期間

令和8年3月23日(月)～令和8年6月23日(火)午後5時まで

施設の見学を希望される場合は、施設の運営受託事業者等と見学日程の調整を行いますので、次項「(3) 質疑受付・回答」に記載のメールアドレスへメールにてお問い合わせください。

なお、電子メールの件名は「【施設見学希望：関空アイスアリーナ ネーミングライツパートナー企業募集について】」と明記し、ご希望の日時を3つ以上記載のうえ、送付してください。

(3) 質疑受付・回答

質疑に対する回答は、一括して次により行います。

質疑は文書によるものとし、「質問書(様式第4号)」に記入のうえ、Word形式のファイルを電子メールで送付してください。

なお、電子メールの件名は「【質問：関空アイスアリーナ ネーミングライツパートナー企業募集について】」と明記して送付してください。電話・FAX等での問い合わせには一切応じません。

- ・受付期間：令和8年3月23日(月)～令和8年4月9日(木)午後5時必着
- ・提出先：泉佐野市成長戦略室おもてなし課
omotenashi@city.izumisano.lg.jp
- ・回答：令和8年4月16日(木)に、市公式ホームページで公開する予定です。

その他の注意事項

- ・質疑受付期間の経過後の質問、応募資格に該当しない方からの質問、指定した方法以外での質問につきましては、一切受け付けません。
- ・また、公平な企画提案公募の審査を行うため、審査基準にかかる内容及び他の提案者等に関する内容の質問につきましても、一切受け付けません。
- ・質問内容によっては、お答えできない場合もあります。

(4) 提案書類の受付

- ・受付期間：令和8年3月23日(月)～令和8年6月23日(火)午後5時必着
(※ただし、土・日曜日及び祝日等の閉庁日を除く)
- ・受付時間：午前9時～正午、午後1時～午後5時
- ・受付先：泉佐野市成長戦略室おもてなし課
〒598-0048 大阪府泉佐野市りんくう往来北1
りんくうタウン駅ビル東棟2階

- ① 次項（５）提出書類を持参する際は、必ず事前に電話予約をしてください。また、郵送による申込みも受け付けております。
- ② 提出された書類等は返還しません。また、原則、提出後に書換え、引換え又は撤回を行うことはできません。選定委員会における応募企業との面接の際に審査する書類となりますので、十分に精査のうえ提出いただきますようお願いいたします。
- ③ 受付に際し、申込書記載事項等に関して、ヒアリングの実施や追加資料の提出を求める場合があります。
- ④ 提案書類の応募申込みは、１応募者につき１件です。

（５） 提出書類

- ① 関空アイスアリーナ ネーミングライツパートナー企業応募申込書（様式第１号）
- ② ネーミングライツ提案に係る誓約書（様式第２号）
- ③ 委任状（様式第３号）（応募する法人が支店長等に委任する場合のみ）
- ④ 会社概要（パンフレット等）
- ⑤ 財務諸表（直近２ヵ年の決算報告書、貸借対照表及び損益計算書）
- ⑥ 履歴事項全部証明書（発効後３ヶ月以内のもの）
- ⑦ 印鑑証明書（発行後３ヶ月以内のもの）
- ⑧ 納税証明書（法人税、消費税及び地方消費税、都道府県税、市町村税の直近未納税額がないことの証明書）
- ⑨ 社会貢献活動・地域貢献活動に対する理念や実績及び今後の取組が分かる資料（特にスポーツ分野に関すること、泉佐野市の事業や地域等への貢献実績又は今後の取組方針）＜様式任意＞
- ⑩ 看板等設置後のイメージ図＜様式任意＞
- ⑪ 施設の知名度向上や情報発信に関する今後の取組が分かる資料＜様式任意＞
- ⑫ その他（より良い施設運営等に向けた提案・要望があれば、合わせて提出してください。）＜様式任意＞

※必要に応じ、追加資料の提出をお願いする場合があります。

※提案にあたっての費用及び契約締結に係る費用については、提案者の負担とします。

（６） 応募に関する留意事項

① 応募書類について

- ・ 使用言語は、日本語で、簡潔かつ明瞭に記述してください。
- ・ 使用する通貨は、日本国通貨、時刻は日本国標準時間とします。また、計量の基準・単位は、計量法等に基づくものとします。
- ・ 内容によっては、補足説明等をお願いすることがあります。
- ・ 提出された応募書類は原則として変更できません。ただし、当法人が補正等を求めた場合は除きます。

- ・ 当法人は必要に応じて、応募書類の追加提出を求めることができますものとします。

②応募書類の取扱い

- ・ 応募書類は、いかなる理由に関わらず、返却に応じません。
- ・ 応募書類は、パートナー企業選考の目的の範囲で複製することがあります。
- ・ 応募書類(複製した書類を含む)はパートナー企業選定以外の目的で使用しません。

③著作権の取扱い

- ・ 提出された応募書類に含まれる著作物の著作権は、応募者に帰属します。

④失格になるケース

- ・ 応募書類に虚偽の記載があった場合。
- ・ 応募書類に不備又は不足があった場合。
- ・ この要領に記載する事項に違反したとき、又は応募にあたり著しく信義に反する行為等があった場合。

⑤選考結果の疑義について

- ・ 認めません。

⑥守秘義務

本業務において知り得た情報は、本業務以外での目的外使用又は第三者に開示もしくは漏洩してはなりません。また、本業務への関わりが無くなり次第、当法人から配布された資料がある場合は返却し、その他知り得た情報については、適切に廃棄してください。

9 ネーミングライツパートナー企業への特典例

(1) 施設名称表示権

(2) 名称の浸透・定着支援

※詳細については、別途協議のうえ決定します。

※権利・特典については、第三者への譲渡はできません。

10 愛称使用に伴う表示等の変更について

(1) 表示サイン・看板等の新設、変更の場合

- ① 原則として、表示サイン・看板等は、すべて愛称に変更するものとしますが、施設敷地外の表示については、協議の上、変更する対象や変更時期を決定します。

※愛称付与に伴う名称表示等に係る費用の負担区分については、「13 費用負担」を参照ください。

- ② 表示サイン・看板等は、大きさやデザイン等について大阪府条例規則、泉佐野市条例規則等に従って設置して頂くこととなりますので、表示できる内容に一定の制約があります。
- ③ 泉佐野市所有以外の国、大阪府、鉄道事業者等が設置している表示の変更については、パートナー企業の希望に応じて泉佐野市としてできる範囲での協力を行います(表示の変更を確約するものではありません)。

- ④ 社名変更などやむを得ない事情で表示サイン・看板等を変更する際の費用は、原因者負担の考え方により、パートナー企業にご負担いただきます。

(2) パンフレット等の変更について

パンフレットや封筒等の印刷物、運営受託事業者及び泉佐野市のホームページの表示変更など名称変更について必要となる最低限の費用については、運営受託事業者、当社団及び泉佐野市がそれぞれ負担します。ただし、印刷物については、次の改訂時に変更します。

1.1 選定方法等

① 選定方法

泉佐野市において優先交渉権者を選定します。

② 選定基準

- ・愛称の妥当性（呼びやすさ、親しみやすさや施設イメージとの整合性）
- ・ネーミングライツ料
- ・応募者の経営の安定性
- ・契約期間
- ・応募者の地域社会への貢献などに対する理念や考え方

※審査項目ごとの配点等の詳細については、「1.7 審査方法について」を参照ください。

③ 面接について

応募企業との面接は、応募者多数の場合、第一審査として書類審査により応募者を選定した上で実施することがあります。応募企業との面接の日時、場所及び方法等の詳細は別途通知いたします。

- ④ 採点の結果、選定委員による各審査項目の平均点を合算し、配点合計が最も高い得点となった応募者を第1順位候補者とします。

⑤ 選定結果の通知

選定の結果はすべての応募企業に文書で通知します。また、パートナー企業として決定した法人については、泉佐野市のホームページ等を通じ公表します。

- ⑥ 優先交渉権者が本募集要領等に違反した場合や、提出図書に虚偽の内容等がある場合は、優先交渉権者の資格を取り消します。その場合、次点交渉権者を繰り上げて優先交渉権者とする場合があります。

- ⑦ 本市と協議することなく提案内容を変更した場合は、選定を取り消すことがあります。

- ⑧ 選定理由・結果に対する問い合わせ、異議申立てについては一切、応じません。

1.2 契約の締結

当法人は、パートナー企業と細部について協議のうえ、ネーミングライツに関する契約を締結します。

また、契約を締結したパートナー企業は、次回契約の優先交渉者となることができます

(「4 契約期間」参照)。その際は、応募時の提出書類に準じた資料のうち、変更があった部分及び、当法人が確認を必要とする資料等の提出を求めます。

1 3 費用負担

愛称付与に伴う名称表示等に係る費用の負担区分については、次のとおりとします。

No.	内 容	費用負担者
①	看板表示の作成・設置（新規設置を含む）、現看板（施設正面入口上部左上の「一般社団法人関空アイスアリーナ」のサイン表示を含む）撤去等にかかる一切の費用 ※施設案内の看板や道路標識等は、道路管理者等の関係機関、パートナー企業が協議のうえ、変更可能なものについて表示を行うものとします。	パートナー企業 ※ネーミングライツ料とは別に、パートナー企業が負担します。
②	契約期間満了後（契約解除後）の原状回復にかかる一切の費用	
③	新規に作成する印刷物やホームページについては、原則、愛称を用いるものとします。	現施設の運営受託事業者

留意事項

※看板などの内容や設置場所、施工内容については、安全面等を考慮し、当法人や関係機関と協議をして決定するものとします。

※設置場所や方法などについては、当法人の方針を遵守して頂くとともに、誠意を持った対応を願います。

※法令、条例等に基づく規制や施設構造により広告掲出ができない場合があります。

関係する法令として、大阪府条例規則、泉佐野市条例規則、泉佐野市印刷物等広告掲載要綱等を遵守してください。

1 4 ネーミングライツ料の支払い

ネーミングライツ料の支払いは、原則、毎年度4月当初に当法人が請求書を発行し、支払い期限を5月末日とします。

初回契約時が年度中途の場合は、契約後、当法人が請求書を発行しますので、速やかにお支払い願います。

1 5 契約の解除

パートナー企業の決定後、申込み内容や提案内容において、虚偽や事実と異なる内容等が判明したとき及び、パートナー企業の要件を欠くこととなったとき、または要件を欠くことが明らかになった場合、社会的信用を損なう行為等により当法人や当該施設等のイメージが損なわれるおそれがある場合など、パートナー企業として適当でないと認められるときは、当法人は決定の取り消しまたは契約の解除をすることができるものとします。

この場合、原状回復に必要な経費は、パートナー企業が負担することとします。

1 6 愛称の条件等

(1) 使用できる愛称

使用しようとする愛称は、品位、公共性、公益性を妨げないものであって、次の各号のいずれかに該当するものは除くものとします。

- ① 特定の政党、政派の政治宣伝が目的とみなされるもの
- ② 宗教宣伝に関するもの
例：教義や布教を目的とするもの、他の宗教等を批判、中傷するもの
- ③ 個人・団体の意見に関するもの
- ④ 社会問題についての主義主張や係争中の声明に関するもの
- ⑤ 法令等に違反するもの
- ⑥ 法令に違反したり、無許可な商品等に関するもの
例：肖像権、著作権等を侵害するもの
- ⑦ 社会的、市民生活的な観点から適切でないもの
例：暴力団その他反社会的団体及び特殊結社団体などその構成員がその活動のために利用するなど、公序良俗に反するもの
例：差別等人権侵害のおそれのあるもの
例：風俗営業等で適切でないもの
例：名誉毀損、プライバシーの侵害のおそれがあるもの
例：青少年保護の観点から有害なもの及び適切ではないもの
例：現在社会問題を起こしている企業・団体に関係するもので、公共施設の名称等とすることが不適切と認められるもの
- ⑧ 消費者保護の観点から適切でないもの
例：マルチ商法、催眠商法等の悪質商法とみなされるものや、わざと不当な表示等のあるもの
例：金融機関を除く金融業に関するもの（ただし、消費者金融業については、株式市場第2部以上の上場企業及びこれに準ずる企業は除く）
- ⑨ 公序良俗に反するおそれのあるもの

(2) 愛称の変更

利用者の混乱を避けるため、契約期間内は、社名の変更などやむを得ない事情がある場合を除き、愛称の変更はできません。

(3) 愛称の周知

愛称の使用にあたっては、当社団及び泉佐野市のホームページや広報紙等で愛称の周知に努めるほか、当分の間は泉佐野市の広報紙等に旧名称を併記するなど、利用者が混乱しないように配慮することとします。

17 審査方法について

(1) 選定委員会について

応募企業との面接を踏まえ、選定委員の意見を参考に提案内容に対する評価を行い、応募内容審査通過者を決定します。その審査結果を踏まえて泉佐野市が優先交渉権者を決定します。なお、応募企業との面接は応募者多数の場合、選定委員会の委員の意見を踏まえ、第一審査として書類審査により応募者を選定した上で実施することがあります。

※ 選定の結果「該当なし」とする場合があります。また、選定期間中に「5 提案応募資格」の各要件を満たさなくなった場合は選定の対象となりません。

(2) 加点項目審査

①選定委員は、応募資格等審査の結果、応募条件を満たしていると判断された応募者を対象として、「(3) 審査項目、審査のポイント及び配点」の審査項目に基づいて得点化し、選定委員による各審査項目の平均点を合算し、配点合計が最も高い得点となった応募者を第1順位候補者とします。

③合算した得点が同点で、最も高い得点となった応募者を選定できない場合は、審査項目「ネーミングライツ料」の得点が最も高い応募者を第1順位候補者として選定します。

④応募が1者の場合は、選定委員による各審査項目の平均点を合算し、配点合計の6割以上の得点となった応募者を選定します。

(3) 審査項目、審査のポイント及び配点

下記の項目に従い評価を行います。

審査項目	審査のポイント	配点
応募資格	応募資格を満たしているか。	—
愛称案	市民にとっての親しみやすさ、わかりやすさ 地域への定着度、施設の設置目的やイメージとの整合	20点
ネーミングライツ料 と契約期間	応募金額及び契約期間の妥当性、相対評価	50点
経営の安定性	財務状況から見た経営の安定性 ネーミングライツ料の支払い能力	20点
地域貢献への考え方 や実績等	社会貢献活動・地域貢献活動に対する理念や実績及び今後の取組(特にスポーツ分野に関すること、泉佐野市の事業や地域等への貢献実績又は今後の取組方針)	5点
屋内広告	施設内の看板広告及びリンクフェンスバナー広告について、魅力的な提案がされているか。	5点
合 計		100点

(4) 応募者が1者かつ、応募金額に契約期間を掛けて算出した金額が当社団の希望する算出金額(※と比較して低額となった場合について)

応募が1者のみで、応募金額に契約期間を掛けて算出した金額が当社団の希望する算出金額の50%未満となる場合(次項(5)評価方法 審査項目「ネーミングライツの料と契約期間」における配点50点に対し、25点未満となる場合に相当)は、候補者として選定しません。

※1,000万円(年額・税別)×3年=3,000万円(当社団の希望する算出金額)

年額と年数は、3頁の「4 契約期間」及び「5 ネーミングライツ料」を参照。

(5) 評価方法

審査項目	評価方法
愛称案の妥当性 経営の安定性 地域貢献への考え方や実績等	「(3) 審査項目、審査のポイント及び配点」について、 「(6) 得点の判断基準」により評価ランクを判断し、得点化する。
ネーミングライツ料と契約期間	①応募金額(年額)に契約期間を掛けて算出した金額(以下、「算出応募金額」という。)が最高である者を1位として、満点の50点を付与する。 ②①以外の場合は、1位の算出応募金額(最高算出応募金額)を用いて、下記により算出する。(端数がある場合は、算出された得点の小数点第1位を四捨五入する。) ③応募が1者のみの場合で算出応募金額が当社団の希望する算出金額(※未満の場合は、最高算出応募金額を当社団の希望する算出金額に置き換えて算出する。 ※1,000万円(年額・税別)×3年=3,000万円(当社団の希望する算出金額) (算定式) 得点=50点×当該算出応募金額/最高算出応募金額 (算出例① 応募者が複数の場合) A者: 応募金額1,200万円 提案契約期間4年 1,200万円×4年=4,800万円(応募者中、最高算出応募金額) 得点50点 B者: 応募金額1,100万円 提案契約期間3年 1,100万円×3年=3,300万円(算出応募金額) 得点 50点×3,300万円/4,800万円=34.375点 得点34点 (算出例② 応募者が1者で、応募金額が当社団の希望する算出金額未満の場合) 当社団の希望する算出金額: 1,000万円×3年=3,000万円 応募金額 900万円 提案契約期間3年 900万円×3年=2,700万円(算出応募金額) 得点 50点×2,700万円/3,000万円=45点 得点45点

(6) 得点の判断基準

加点項目に係る評価の判断基準	評価	愛称案の妥当性 及び 経営の安定性	地域貢献への 考え方や実績等 及び 屋内広告
		得点	得点
審査ポイントが優れている	A	20	5
審査ポイントがやや優れている	B	15	3.75
審査ポイントが標準的である	C	10	2.5
審査ポイントがやや劣っている	D	5	1.25
審査ポイントが劣っている (加点水準に達していない)	E	0	0